

訪問看護ステーションよいところにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針

1. 感染防止に関する基本的考え方

訪問看護事業所における感染防止の基本的考え方は、感染症の発生およびまん延を防ぐために「持ち込まない」「拡げない」「持ち出さない」という原則に基づく。感染症の予防対策を徹底し、利用者および職員の安全を守ることを最優先とする。

2. 感染の定義

感染症とは、細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入し、繁殖して発症する病気のことである。感染症の予防には、感染経路、感染源、感染宿主の3要因のうち少なくとも1つを取り除くことが重要である。

3. 感染対策委員会の設置及び感染予防・まん延防止に関する責務等

(1) 委員会の設置

訪問看護事業所に「感染対策委員会」を設置し、委員会の委員長は管理者が任命する。委員は委員長が2～3人選出し、委員会は6ヶ月ごとに定期開催し、必要に応じて臨時会を開く。

(2) 委員会の責務

- ・ 感染症対策に関する基本理念や行動規範の職員への周知
- ・ 感染防止のための指針、マニュアル等の整備
- ・ 感染症の早期発見・防止に向けた取り組みの推進
- ・ 感染症発生時の対応策の検討および再発防止策の策定。

4. 感染対策のための職員研修に関する方針

(1) 定期研修

年1回以上、全職員を対象に感染症予防に関する研修を実施する。

(2) 新任職員への研修

新任職員には就業前に感染症予防に関する研修を実施する。

(3) 特別研修

必要に応じて追加の研修を実施し、職員の知識と意識を高める。

(4) 研修記録

実施した研修の内容および出席者の記録を保管する。

5.職員が留意すべき事項

(1)意識の重要性

- ・常に利用者の健康と安全を第一に考え、感染症のリスクを軽減するために適切な行動を取る
- ・手指消毒、適切な個人防護具の使用、環境の清潔保持など、基本的な感染予防策を徹底する。

(2)コミュニケーションの確保

職員同士および利用者との間で、感染リスクに関する情報を積極的に共有し、早期発見・対応を促進する。

6.本指針の閲覧

本指針は、全職員および関係者が自由に閲覧できるように事業所内に掲示し、また必要に応じて適宜更新する。

7.附則

本指針は 令和6年4月1日より施行する。